

議案第 57 号

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例を制定する
ことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1
号の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 26 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成 31 年 10 月 1 日から施行されることに伴
い、体験型観光施設朝日里山学校の使用料を改正するため。

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例の一部を改正する条例

石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例（平成20年石岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

体験型観光施設朝日里山学校使用料（1室当たり）
（単位：円）

午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	全日 9:00～17:00
2,090	2,720	4,810

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。